

期 日 令和7年3月28日
場 所 増毛町役場 3階委員会議室

令和7年 第4回

増毛町農業委員会総会議事録

増 毛 町 農 業 委 員 会

令和7年第4回農業委員会総会議事録

令和7年3月28日第4回増毛町農業委員会総会を増毛町役場3階委員会議室に招集した

開会 午後 13時30分	
1	付議事項 開会及び会議宣言 日程1、 議事録署名委員の指名について 日程2、 会議書記の指名について 日程3、 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程4、 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程5、 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程6、 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について 日程7、 農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について 日程8、 増毛町農用地利用集積計画に対する意見について 日程9、 その他
2	委員定数 11名
3	出席委員 10名 1番 木谷辰彦、2番 大嶋紀之、3番 松倉利幸、5番 大嶋利幸 6番 前野憲和、7番 佐藤健一、8番 仙北要、9番 嘉門宏美 10番 森木信廣、11番 仙北清孝
4	欠席委員 4番 成澤貫
5	議事録署名委員 6番 前野憲和 7番 佐藤健一
6	説明のために会議に出席したるもの 局長 若林利行、主事 木村圭介
7	本会の書記次のとおり 主事 木村圭介
局長	それでは、ただ今から令和7年第4回増毛町農業委員会総会を開催いたします。開催にあたり会長より挨拶をいただきます。
会長	皆さんこんにちは。今日は天気悪くて午前中は雨も降りまして、本日はお足元の悪い中お集まりいただきありがとうございます。3月に入りまして、3月も終わりという時期になりました。先日14日に議会が終了しまして、農業予算や町の予算が全て原案どおり可決されまして、私も出席しております。 4月になりますと新しい体制ということで、地域計画の説明会も先日文化センターでありましたけども、ご足労いただきありがとうございました。これからも皆さんに益々のご協力をお願いいたします。 また、4月は異動の季節ということで、若林局長が異動ということになりました。まだ正式に辞令は出ていませんが、内示ということで決まりましたのでお知らせします。若林局長には4年間在籍していただきまして、大変なご協力をいただき、心から感謝申し上げたいと思います。また新しい体制になりますけど、皆さんで新しい局長

	を盛り上げながら行きたいと思います。また、農業委員会という単独の局長が町長の意向で縮小ということで、局長は、農林水産課長と併任ということになりました。増毛町農業委員会の体制も少し変わるので、また、皆様のご協力を1つお願いしたいと思います。本日はよろしくご審議願います。
局長	本日の出席委員は11名中10名であります。4番【成澤委員】から欠席する旨、通知がありました。農業委員会会議運営規則第6条の規定による定足数に達しております。それでは、増毛町農業委員会会議運営規則第4条第1項の規定により、以降の議事進行は会長をお願いいたします。
会長	日程1、農業委員会会議運営規則第13条第2項の規定により議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は6番【前野委員】7番【佐藤委員】にお願いします。 日程2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には木村圭介君を指名します。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命いたします。 日程3、議案第7号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 この議案については、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩いたします。
会長	それでは再開いたします。事務局に説明を求めます。
局長	【議案第7号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
大嶋紀之委員	地域農業者と調整済みというのは、地域で広い範囲で話しをしたということでしょうか。
局長	**さんと**さんとお話しを聞かせていただきました。**さんの方は、去年の用水の清掃にも3、4回来ているとのことと話しをさせてもらっています。また、そばも付けるということで、受託組合の関係で機械の乗り手がいらないことから歓迎しますとのことでした。
会長	他にありませんか。
前野委員	前は、農業経営基盤強化法ということで、今回は農地法3条ということで許可申請があがっていますが、改めて事務局から今回の決議の参考になるよう大きな違いを教えてくださいませんか。
局長	農業経営基盤強化法については、基本的に認定農業者の方ができまして、例えば税金控除だとか色々な恩恵があります。なので、皆さんで経営が出来るのかななどを審議していただき議決されることになっております。農地法3条申請については、あくまでも相対で貸方と借方で合意という形で許可申請するものです。それで今回の調査書というのが、地域調和ということで地域の中で出来るのか、周りから聞き取り、調査書を作らせて頂いています。基本的には、農地法3条は許可するという方向で進むのが通常ですが、地域の中で何も手伝いに来ないとか、勝手に何かやっていたよとかで地域を荒らしていると判断した場合、3条としても許可できないとなってきます。 また、前回の総会で出ました機械も昨年よりも増えるということで押さえており、

	資金面でも個人間の融資が決まっており、コンバイン等については、今はありませんが予約状態となっていて、修理してから来るので許可相当ではないかという状態となっております。
会長	質問は他にございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第7号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第7号については原案のとおり可決されました。 暫時休憩いたします。＊＊委員は席へお戻りください。
会長	再開いたします。日程4、議案第8号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。
局長	【議案第8号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第8号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第8号については原案のとおり可決されました。 日程5、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」事務局に説明を求めます。
局長	【議案第9号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第9号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第9号については原案のとおり可決されました。 日程6、議案第10号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。
局長	【議案第10号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませ

	んか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第 10 号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第 10 号については原案のとおり可決されました。 日程 7、議案第 11 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の許可について」事務局に説明を求めます。
局長	【議案第 11 号説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、議案第 11 号について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって議案第 11 号については原案のとおり可決されました。 日程 8、議案第 12 号「増毛町農用地利用集積計画に対する意見について」所有権及び利用権整理番号 9 までを事務局に説明を求めます。
局長	【所有権及び利用権 9 番まで説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、所有権及び利用権整理番号 9 までについて裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって所有権及び利用権整理番号 9 までについては原案のとおり可決されました。 次に、利用権整理番号 10 について審議します。これについては、**委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。
会長	再開します。利用権整理番号 10 について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 10 番説明】

会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、整理番号 10 までについて裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって整理番号 10 については原案のとおり可決されました。暫時休憩します。＊＊委員は席へお戻りください。
会長	再開します。利用権整理番号 11 から 14 について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 11 番から 14 番まで説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、利用権整理番号 11 から 14 までについて裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって利用権整理番号 11 から 14 までについては原案のとおり可決されました。 次に、利用権整理番号 15、16 について審議します。これについては、＊＊委員が事業経営の参画者となっておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席願います。暫時休憩します。
会長	再開します。利用権整理番号 15、16 について事務局に説明を求めます。
局長	【利用権 15 番から 16 番まで説明】
会長	事務局からの説明が終わりましたので審議に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。
各委員	【ありません】の声
会長	それでは、利用権整理番号 15、16 について裁決いたします。賛成の方は挙手願います。
各委員	【多数の挙手】
会長	挙手多数、よって利用権整理番号 15、16 までについては原案のとおり可決されました。
会長	暫時休憩いたします。＊＊委員は席へお戻りください。

会長	再開します。日程 9，その他 事務局から何かありますか。
局長	ありません。
会長	そのほかに、皆さんから何かありますか？
各委員	【ありません】の声
会長	本日の案件はすべて終了しました。以上を持ちまして第 4 回農業委員会総会を終了します。 閉会時刻 午後 14 時 05 分 以上会議の顛末を記録し、相違ないことを証明するため、ここに署名する。 令和 7 年 3 月 31 日 農業委員会会長 仙 北 清 孝 議事録署名委員 前 野 憲 和 議事録署名委員 佐 藤 健 一